

# 農業経営基盤強化促進基本構想

令和 5 年 9 月

美 瑛 町

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	美瑛町農業の概要	1
2	美瑛町農業の現況と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指針	6
	〔個別経営体〕	
1	水稲野菜複合	6
2	畑作専業	6
3	畑作野菜複合	7
4	酪農専業	7
5	野菜専業	7
	〔組織経営体〕	
6	畑作専業	8
7	畑作野菜複合（Ⅰ）	8
8	畑作野菜複合（Ⅱ）	9
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2	本町が主体的に行う取り組み	11
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	12
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12
第5	効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
1	効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標	14
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第6	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項	15
1	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の協議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	15
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業	22
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	23

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 美瑛町農業の概要

本町は、北海道の中央部、上川管内の南部に位置し、大雪山系十勝岳連峰の山麓にあり、総面積67,716haを有する。気象は、内陸的で寒暖の差が激しい。

地勢は概ね波状丘陵で、辺別川ほか数条の河川が貫流し、その流域が田として利用され、畑は主に丘陵地帯にあり5度から15度の傾斜地を利用している。

本町の農業は、広範な地域と複雑な地形の中にあり、水稻・畑作・施設及び露地野菜・酪農・畜産など土地及び気象条件に即した農業が展開されている。

### 2 美瑛町農業の現況と課題

本町の農業経営体の1経営体当りの経営耕地面積は令和2年農林業センサスで29.3ha、主業・準主業的経営体の占める割合は81%となっており、専門的な農業経営を中心とした大規模経営による土地利用型農業が営まれている。

しかし、本町の農業経営体数は年々減少しており、令和2年は411経営体と、平成27年に比べ93経営体が減少(△18.5%)したほか、農業従事者数も令和2年は990人となり、平成27年に比べ250人が減少(△20.2%)しているほか、農業就業人口における高齢者の占める割合についても、60歳以上の割合が47%と、依然として高齢化率が高く、後継者不足により今後も農業経営体の減少は避けられない状況にある。

このように、農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少する中で、立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心として遊休農地の発生が懸念され、また、農業情勢の先行き不安などから規模拡大に消極的な農家も見受けられるなど農地の需給ギャップが拡大し、受け手のない農地の増加や農村集落における活力の低下が懸念されている。

一方、農畜産物の貿易を巡っては、平成30年12月にTPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)の発効を皮切りに、平成31年2月には日EU・EPA(日EU経済連携協定)が、令和2年1月には日米貿易協定がそれぞれ発効されるなど、農畜産物の生産額への影響や国内における産地間競争の高まり等、農業経営を巡る環境はさらに厳しさを増すことが予想されている。

このような状況の中で、本町の農業が地域社会や地域経済を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、引き続き、新規就農対策を推進し、未来を担う意欲の高い農業者の育成・確保と農業経営の法人化を進めるとともに、若者や女性、外国人等多様な人材の確保と雇用形態に捉われない柔軟な働き方の導入、農福連携の推進、ICTを活用したスマート農業の

推進、担い手への農用地の利用集積・集約化の促進、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンター等の営農支援組織の育成と体制整備を進め、地域の農業構造を確立することが求められるとともに、引き続き、このような課題に対し、農業経営の合理化と低コスト農業をより一層進めるとともに農産物の高付加価値化、ブランド化を進め、効率的で安定的かつ多様な農業経営を育成・確保しなければならない。

### 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

#### (1) 基本的な考え方

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択に足る魅力とやりがいのあるものとするため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにするとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

#### (2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

本町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、主たる事業者が地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり概ね480万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

#### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定める水準を概ね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、概ね5割の達成を目標とする。

#### (4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

##### ①認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、一般財団法人美瑛町農業振興機構（以下「機構」という。）等地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるように、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度等各種支援施策の活用を支援する。

##### ②農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承等、経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

##### ③集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな地域や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

##### ④新規就農者の育成・確保

本町の農業が、持続的な未来に向けて発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、機構が実施する新農業人研修奨励支援事業等の担い手支援事業、農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受け入れ体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を図る。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代等、次の世代への担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

#### ⑤労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等による慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材等の多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

#### ⑥女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者におけるネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

### （5）農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

### （6）多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

### （7）営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減等を図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農

ヘルパー等の営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーター等の雇用のマッチングに向けた取組を推進する等、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

本町の平成28年から令和2年の5年間における新規就農者の平均は10人であり、従来からの基幹作物である畑作4品（小麦、豆類、てん菜、馬鈴薯）や水稲、振興作物であるハウストマトの生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

第1項に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図るものとする。

###### ①確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40歳以下の農業者を令和5年までに40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間概ね11人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人について、令和12における目標数を70経営体（令和3年1月現在：54経営体）とする。

###### ②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体当たりの年間農業所得概ね250万円程度）を目標とする。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指針

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲野菜 複合	<作付面積等> ・水 13.5ha ・ハウストマト促成 0.2ha ・ハウストマト半促成 0.2ha ・ハウストマト抑制 0.1ha  経営面積計 14.0ha	<主な機械施設設備> 乗用型トラクター30PS 1台 乗用型トラクター80PS 1台 農用トラック 2tダンプ 1台 田植機（乗用6条） 1台 稲育苗ハウス 3棟 トマトハウス 9棟 自脱型バイン5条 1台共同 播種プラント 1式共同  <スマート農業技術> ・自動操舵システム、直進アシスト機能付き 田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化  <その他> ・ドローンや無人トラクターによる防除委託 ・共同乾燥調製施設の利用 ・水稲、トマトはYes Cleanによる栽培	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営（労務・財務・圃場管理等）管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進  <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
2 畑作専業	<作付面積等> ・秋まき小麦 12.0ha ・春まき小麦 3.0ha ・生食馬鈴薯 3.0ha ・加工馬鈴薯 8.0ha ・小豆 2.0ha ・大豆 5.0ha ・てんさい 8.0ha ・緑肥 1.0ha ・加工スイートコーン 3.0ha  経営面積計 45.0ha	<主な機械施設設備> 乗用型トラクター50PS 1台 乗用型トラクター80PS 1台 乗用型トラクター110PS 1台 ダンプトラック 1台 総合播種機4条 1台 ポテプラクター2条 1台 ポテハーベスター(食用) 1台 ビートハーベスター 1台 グレンドリル 1台共同 豆用コンバイン 共同  <スマート農業技術> ・自動操舵システムによる省力化 ・リモートセンシングや可変施肥技術の導入による施肥量の削減  <その他> ・輪作体系を維持する ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び共同乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営（労務・財務・圃場管理等）管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進  <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人



<p>3 畑作野菜 複合</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          ・秋まき小麦 10.0ha          ・春まき小麦 4.0ha          ・Gアスパラ採取 1.5ha          ・小豆 2.0ha          ・てんさい 5.0ha          ・大豆 3.0ha          ・加工スイートコーン 4.5ha          ・加工馬鈴薯 7.0ha          ・ブロッコリー（春まき） 0.7ha          ・ブロッコリー（晩春まき） 0.8ha          ・ブロッコリー（初夏まき） 1.0ha          ・緑肥 1.0ha           経営面積計 39.8ha</p>	<p>&lt;主な機械施設設備&gt;          乗用型トラクター50PS 1台          乗用型トラクター80PS 1台          乗用型トラクター110PS 1台          ダンプトレー 1台          ビートハvester 共同          グレンドリル 1台共同          豆用コンバイン 共同           &lt;スマート農業技術&gt;          ・自動操作システムによる省力化          ・リモートセンシングや可変施肥技術の導入による施肥量の削減           &lt;その他&gt;          ・輪作体系を維持する          ・麦の収穫、乾燥調整は利用組合及び共同乾燥調整施設を利用          ・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進</p>	<p>・複式簿記記帳          ・パソコンによる経営（労務・財務・圃場管理等）管理・青色申告          ・作目別原価の把握、コスト分析          ・作目間の労働調整</p>	<p>・休日制の導入          ・農業機械、施設の共同利用の促進           &lt;家族労働力&gt;          ・主たる従事者 1人          ・補助従事者 2人</p>
<p>4 酪農専業</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          ・グラスルージ 28.0ha          ・乾草 8.0ha          ・コンサルージ 11.0ha           経営面積計 47.0ha           &lt;飼養頭数&gt;          ・経産牛 76頭          ・未経産・育成 39頭           常時飼養頭数 115頭</p>	<p>&lt;主な機械施設設備&gt;          乗用型トラクター72PS 3台          牛舎 1棟          バドック 1式          堆肥盤 1式          乾草舎 1棟          バンカーサイロ 5棟          育成舎 1棟          スーパーハッチ 5式          農用トラック(4tダンプ) 1台          ロールベイラー 1台           &lt;スマート農業技術&gt;          ・自動給餌機による省力化           &lt;その他&gt;          ・スタンション方式による飼養          ・コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化          ・公共牧場を利用した育成牛管理</p>	<p>・複式簿記記帳          ・パソコンによる経営（労務・財務・圃場管理等）管理・青色申告          ・乳牛検定データの活用</p>	<p>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保          ・農業機械、施設の共同利用の促進           &lt;家族労働力&gt;          ・主たる従事者 1人          ・補助従事者 2人</p>
<p>5 野菜専業</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          ・Gアスパラ採取 0.5ha          ・ハウスGアスパラ採取 0.1ha          ・ハウストマト促成 0.15ha          ・ハウストマト半促成 0.1ha          ・ハウストマト抑制 0.05ha          ・ハウス管理面積 0.5ha           経営面積計 1.4ha</p>	<p>&lt;主な機械施設設備&gt;          乗用型トラクター30PS 1台          農用トラック 1台          軽トラック 1台          ロータリー 1台          フォトリザー 1台          マルチャー 1台          防除機 1台          加温機 2台          ボイラー 1台          成畦機 1台          除雪機 1台          トマトハウス 6棟           &lt;スマート農業技術&gt;          ・自動による換気、かん水、加温装置等の導入による省力化           &lt;その他&gt;          ・トマトはYes Cleanによる栽培</p>	<p>・複式簿記記帳          ・パソコンによる経営（労務・財務・圃場管理等）管理・青色申告          ・作目別原価の把握、コスト分析          ・作目間の労働調整</p>	<p>・休日制の導入          ・農業機械、施設の共同利用の促進           &lt;家族労働力&gt;          ・主たる従事者 1人          ・補助従事者 1人</p>

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 畑作専業	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋まき小麦 40.0ha</li> <li>・春まき小麦 20.0ha</li> <li>・加工馬鈴薯 35.0ha</li> <li>・小豆 5.0ha</li> <li>・大豆 10.0ha</li> <li>・てんさい 40.0ha</li> <li>・緑肥 1.0ha</li> <li>・加工玉ねぎ 5.0ha</li> <li>・加工スイートコーン 4.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 160.0ha</p>	<p>&lt;主な機械施設設備&gt;</p> <p>乗用型トラクター80PS 3台 乗用型トラクター110PS 4台 ダンプトレーラー 3台 総合播種機4条 1台 ポテプランター2条 2台 ポテトベスター(食用) 2台 ビート移植機 1台 ビートベスター 2台 豆用コンバイン 1台</p> <p>&lt;スマート農業技術&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵システムによる省力化</li> <li>・リモートセンシングや可変施肥技術の導入による施肥量の削減</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系を維持する</li> <li>・麦の収穫、乾燥調整は利用組合及び共同乾燥調整施設を利用</li> <li>・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進</li> <li>・専用収穫機械による省力作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営(労務・財務・圃場管理等)管理・青色申告</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・作目間の労働調整</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な休日が確保できる労務体制の確立</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 4人</li> <li>・補助従事者 4人</li> </ul>
7 畑作野菜複合(I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋まき小麦 30.0ha</li> <li>・春まき小麦 10.0ha</li> <li>・生食馬鈴薯 5.0ha</li> <li>・加工馬鈴薯 40.0ha</li> <li>・小豆 5.0ha</li> <li>・大豆 10.0ha</li> <li>・てんさい 25.0ha</li> <li>・緑肥 3.8ha</li> <li>・ワストマト促成 0.5ha</li> <li>・ワストマト半促成 0.5ha</li> <li>・ワストマト抑制 0.2ha</li> </ul> <p>経営面積計 130.0ha</p>	<p>&lt;主な機械施設設備&gt;</p> <p>乗用型トラクター50PS 1台 乗用型トラクター80PS 2台 乗用型トラクター110PS 2台 乗用型トラクター30PS 1台 ダンプトレーラー 2台 ポテプランター2条 2台 ポテトベスター(食用) 2台 ビート移植機 1台 ビートベスター 2台 豆用コンバイン 1台 トマトハウス 22棟</p> <p>&lt;スマート農業技術&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵システムによる省力化</li> <li>・リモートセンシングや可変施肥技術の導入による施肥量の削減</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系を維持する</li> <li>・麦の収穫、乾燥調整は利用組合及び共同乾燥調整施設を利用</li> <li>・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進</li> <li>・専用収穫機械による省力作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営(労務・財務・圃場管理等)管理・青色申告</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・作目間の労働調整</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な休日が確保できる労務体制の確立</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 4人</li> <li>・補助従事者 4人</li> </ul>

<p>8 畑作野菜複 合 (II)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋まき小麦 30.0ha</li> <li>・春まき小麦 10.0ha</li> <li>・加工馬鈴薯 30.0ha</li> <li>・小豆 5.0ha</li> <li>・大豆 10.0ha</li> <li>・てんさい 25.0ha</li> <li>・加工玉ねぎ 15.0ha</li> <li>・緑肥 0.5ha</li> <li>・ブロッコリー(晩春まき) 2.0ha</li> <li>・ブロッコリー(初夏まき) 2.5ha</li> </ul> <p>経営面積計 130.0ha</p>	<p>&lt;主な機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用型トラクター50PS 1台</li> <li>乗用型トラクター80PS 2台</li> <li>乗用型トラクター110PS 2台</li> <li>乗用型トラクター30PS 1台</li> <li>ダンブトレー 2台</li> <li>ポテプランター2条 2台</li> <li>ポテハーベスター(食用) 2台</li> <li>ビート移植機 1台</li> <li>ビートハーベスター 2台</li> <li>豆用コンバイン 1台</li> <li>玉ねぎディガ 1台</li> </ul> <p>&lt;スマート農業技術&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操縦システムによる省力化</li> <li>・リモートセンシングや可変施肥技術の導入による施肥量の削減</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系を維持する</li> <li>・麦の収穫、乾燥調整は利用組合及び共同乾燥調整施設を利用</li> <li>・秋まき小麦収穫後の後作に緑肥を栽培し土づくりを推進</li> <li>・専用収穫機械による省力作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる経営(労務・財務・圃場管理等)管理・青色申告</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・作目間の労働調整</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な休日が確保できる労務体制の確立</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 4人</li> <li>・補助従事者 4人</li> </ul>
-------------------------------	--	--	---	---

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### 〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 野菜専業	<作付面積等> ・南瓜 0.5ha ・ハストマト促成 0.1ha ・ハストマト半促成 0.15ha ・ハストマト抑制 0.05ha ・ハス管理面積 0.2ha  経営面積計 1.0ha	<主な機械施設設備> 乗用型トラクター-30PS 1台 農用トラック 1台 軽トラック 1台 ロータリー 1台 フロントローダー 1台 マルチャー 1台 防除機 1台 加温機 2台 ボイラー 1台 成畦機 1台 除雪機 1台 トマトハウス 6棟  <その他> ・トマトはYes Cleanによる栽培	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営（労務・財務・圃場管理等）管理・青色申告 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・作日間の労働調整	・休日制の導入 ・農業機械、施設の共同利用の促進  <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

## 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

畑作4品（小麦、豆類、てん菜、馬鈴薯）や水稲、振興作物であるハウストマトを安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、機構を中心に農業協同組合、農業改良普及センター等の関係団体と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、農業担い手研修センターを活用した実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、農福連携事業の推進、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、美瑛町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農産物のブランド振興を図りながら、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 本町が主体的に行う取組

本町においては、機構が主体となり、町、農業協同組合、農業改良普及センター等が連携しながら、就農相談会やホームページなどを通じて、就農希望者に対する情報提供、住居と実践農場が一体となった農業担い手研修センターの運用、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談の対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える新規就農アドバイザーを設置するとともに、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体が連携して農業担い手育成検討委員会を設立し、農業を担う

者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に検討・実施できる体制を構築する。

#### (1) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策等を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要なフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### (2) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

機構が主体となって北海道立農業大学校、農業改良普及センター、農業委員、指導農業士及び農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップ状況等を共有するとともに、巡回指導の他、年に1回以上の面談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### (3) 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成及び見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、新規就農者等が参加できる研修や農業協同組合における各生産部会員との交流の機会への参加を促す。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、機構、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しつつ、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を役割分担により実施する。

就農に向けた情報提供、就農相談及び農業技術・農業経営に関する知識等を習得するための研修の実施は機構、就農後の営農指導等フォローアップは農業改良普及センター、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担をしながら各種取組を進める。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

機構が主体となって就農相談会やホームページなどを通じて、就農希望者に対して町内での

就農に向けた情報（研修、住居等に関する情報）や町内農業法人の求人情報の提供を行う。また、短期の先進農家等での農業研修を通して就農希望者が本町で就農する意志等を確認するとともに、関係機関・団体がその情報を共有することで、新規就農に向けた2年間の長期農業研修に円滑に移行し、サポートできる体制を構築する。

## 第5 効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営に農農用地を利用集積させることが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託を含む。）の集積についての目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備 考
本町の農用地面積の95%程度	

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、農業振興機構、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手が不足する地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。



## 第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の協議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項
- 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の協議の場の設置の方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他同法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

### （1）協議の場の開催

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

### （2）協議の場の参加者

参加者については、農業者、美瑛町、農業委員、農用地利用改善事業実施組合、農業協同

組合、農地中間管理機構の農地相談員、美瑛町農業振興機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

### (3) 農用地の区域の設定

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、そのうえで、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗暴的な利用等による農用地の保全等を図る。

### (4) 関係機関の連携

町は、地域計画の策定に当たって、北海道、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる地縁的なまとまりのある地域とする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

①(2) に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

②町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること

③町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④前①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は認定計画とみな

す。

(7) 農用地利用規程の特例

- ① (5) の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ②①の規定により定める農用地利用規程においては、(6) の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
  - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
  - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
  - エ その他 施行規則 で定める事項
- ③町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町の掲示板への掲示により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。
- ④町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5) の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5) の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の3分の2以上の同意が得られていること
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること
- ⑤①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権若しくは使用貸借による権利又は施行規則第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧①の認定を受けた団体は、毎年5月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

#### (8) 農用地利用規程の変更等

①(5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

②認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅延なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④(5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び④の規定は(8)の①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は(8)の①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### (9) 農用地利用改善組合の勸奨等

①認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をずる者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当

該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業状の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (10) 農用地利用改善事業の指導、援助

①町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

②町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

①農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

②効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

⑤地域及び作業ごとの事情に応じた部分的な農業作業受委託から全面的な農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥農作業の受託を伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用や農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんの調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から3までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ①町は、各種農業基盤整備事業の積極的な活用による優良農地の維持や生産性及び品質の向上を図るとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備に努める。
- ②町は、農村地域の多面的機能の発揮を促進し、活力ある地域づくりを進めるとともに、土づくり対策事業の推進による農地の地力維持及び向上を図る。
- ③町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組により、水稻作、転作を通じて望ましい経営体の育成を図る。さらに、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積等、望ましい営農環境の実現に資するように努める。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第5に掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。



## ②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び美瑛町農業振興機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

## 5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

美瑛町、美瑛町農業委員会、美瑛町農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成18年8月24日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成22年5月10日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成28年12月22日から施行する。

### 附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。